

石狩市監査委員告示第5号

令和3年度監査結果（前期）に基づく措置通知事項の公表について

石狩市長から令和3年度監査結果（前期）に基づく措置の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、その通知内容を別紙のとおり公表する。

令和3年12月24日

石狩市監査委員 百 井 宏 己

石狩市監査委員 日下部 勝 義

通知内容の写しは、監査事務局（市役所）に備え置きますので、閲覧を希望される方は申し出てください。

監 査 区 分	監査対象部局	指 摘 事 項	措 置 内 容
令和３年度 定期監査	企画経済部 農政課	補助金に係る支出負担行為において、部長等・次長等専決のものが課長専決処理されていた。	事務決裁規程を確認しながら、事務処理を行うことを課内で認識の統一を図った。
令和３年度 定期監査	保健福祉部 福祉総務課	業務委託に係る執行決議において、副市長専決のものが部長専決処理されていた。	契約事務を進めるに当たっては、改めて契約マニュアル及び石狩市事務決裁規程第４条（別表第１）を都度確認することを課内で確認した。
令和３年度 定期監査	保健福祉部 地域包括ケア課	業務委託に係る完了検査において、部長等・次長等専決のものが課長専決処理されていた。	契約事務を進めるに当たっては、改めて契約マニュアル及び石狩市事務決裁規程第４条（別表第１）を都度確認することを課内で確認した。
令和３年度 定期監査	保健福祉部 保健推進課	業務委託において、契約金額に誤りがあった。	契約書の記載内容及び添付書類（仕様書・実施要領等）を重点的に確認するとともに、契約書の製本後、契約相手方と取り交わす前に、再度内容について誤りがないか確認することとした。
令和３年度 定期監査	建設水道部 下水道課	工事において、設計金額に誤りがあった。	設計書決裁時には検算を行い、重点的にチェックするとともに、今回の事案のような誤りが確認された際は、課長又は主査は確実に修正させるとともに、必要な記録を残すことを徹底するよう確認した。
令和３年度 定期監査	生涯学習部 学校給食センター	業務委託に係る執行決議において、市長専決のものが副市長専決処理されていた。	業務委託に係る3,000万円以上の場合の執行決議について、石狩市事務決裁規程別表第３（２）の４（２）に基づき適正に行うようセンター内で情報共有を図った。
令和３年度 財政援助団体監査	総務部 危機対策課	交付額の確定にあたって、不用額を除いた決算額ではなく、交付決定額を交付確定額として決定し、通知していた。	補助金等交付規則18条に基づき、今後は不用額を含まない交付確定額を通知するよう、あらためて事務手続きを確認した。